

NO.	章	細目	項	訂正箇所	誤	正
1	3	6	3-11	コード一覧	浜松土木事務所 記載漏れ	行政庁コード：40 行政庁名：静岡県 事務所コード：02 事務所名：浜松土木事務所 地域コード：22221 地域名：湖西市
2	4	第2 及び 第3	4-18 4-29	4-18項 2 (10) 地震管制運転装置 4-29項 2 (14) 地震管制運転装置 ※地震時管制運転装置の 検査結果記入要領	法的解釈が分かりづらいとのご指摘により内容見直し ・表内の内容	2. 地震時等管制運転装置検査結果記入方法 〔地震時等管制運転装置設置が対象外となるエレベーター〕 ◆上記に該当する場合は、第二面の【8. 備考】欄に検査項目 番号と設置対象外の理由を記載してください。また、設置 対象外で機器の設置がある場合も理由を記載してくださ い。 ※設置対象外の記入例 ①乗用、人荷用、寝台用において、昇降行程が7m 以下のエ レベーター（装置の設置がない場合とある場合） 【8. 備考】 2 (10) 昇降行程7m 以下 2 (10) 設置はあるが、昇降行程7m以下 ②荷物用エレベーター及び自動車用エレベーターでかご内操 作盤が無く人が乗らない機種 【8. 備考】 2 (10) 適用の除外で対象外 2 (10) 設置はあるが、適用の除外で対象外 ◆法令改正前で一部不足を含めて設置がある場合（既存不適 格）で、作動の不良がある場合は、要是正の判定となりま す。 ※詳細は令和8 年4 月27 日発行の通知公文 TBSK R8-8 号を参照ください。
3	4	第2 及び 第3	4-22 4-33	8 上記以外の検査項目欄 本文赤字部分	法的解釈が分かりづらいとのご指摘により内容見直し ・文章 定期検査項目において「対象外」であっても、本来の機能 を果たせない場合は、『要重点点検』として判定し、特記 事項欄に記入してください。※その他機種においても同様 です。	付加装置（オプション含め）で法的に設置または判定が不 要であるが設置されている場合において、本来の機能を果 たせない場合は、『報告会社若しくは検査員』の判断に委 ねることとし、検査結果表の特記事項欄に記載してくださ い。 ※詳細は令和8 年4 月27 日発行の通知公文 TBSK R8-8 号を参照ください。
4	4	第1 及び 第7	4-10 4-53	4-10 1 (12) 綱車又は巻胴 ② 4-53 1 (8) 巻上機 （綱車又は巻胴） ④	巻胴式の場合 巻き胴式の場合は巻胴の○を選択した上で、「綱車と主索 のかかり」「複数の溝間の摩耗差の状況」は対象外のた め、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に 「－」を選択して、対象外としてください。	巻胴式の場合 巻胴式の場合は巻胴の○を選択した上で、「綱車と主索の のかかり」「複数の溝間の摩耗差の状況」は対象外のた め、 その選択欄を空白としてください。また適・否の欄は 「－」を選択して、対象外としてください。 検査結果については判定を記入してください。